千葉商科大学国府台学会会則 (抜粋)

- 第2条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。
- 第3条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。
- 第 4 条 本会は、次の事業を行なう。
 - 1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
 - 2. 各種研究会・講演会の開催。
 - 3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
 - 1. 会長 学長がこれにあたる。

安保条約自動延長・沖縄返還と『世界』

- 2. 運営委員長 運営委員の互選による。
- 3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を 分担する。

前号目次

論説
孔子の倫理哲学論 (4) — 道徳論を中心として —
メールヒェンの形式意志について塩谷 透(13)
The Grammaticalization of NP of NP Phrases: The Case of No End of ···································
「がん対策基本法」の立法過程 一 脳死・臓器移植問題とクローン人間作製禁止問題との 比較を通じて — ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

— 日米同盟をめぐる論説の検証 (3) — ・・・・・・・・・ 本 野 均(61)